

団体生命共済(災害保障特約付)

いざという時のお守りに

小型制度

- 加入資格**
- 組合員および従業員
 - 満14歳6か月超～満70歳6か月までの方
※中学生・高校生(昼間部)を除く。
※満85歳6か月まで継続加入(更新)できます。
 - 現在、健康で正常に就業している方
- 加入日** 毎月1日に加入できます。保障の開始は加入日から責任を負います。

- 共済期間** 共済期間は1年(毎年7月1日～翌年6月30日)です。(中途加入された場合も、共済期間は6月30日までとなります。)
※毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。
- 加入共済金** 100万円から500万円です。ただし、満65歳6か月超～満70歳6か月以下の方で新規加入される場合は200万円まで加入できます。(既加入者についても満65歳6か月超～満70歳6か月以下の方は200万円まで増額できます。)なお、満80歳6か月を超えるGグループの方は100万円が限度となります。

掛金 掛捨て	区分	年齢(満)	掛金月額					共済金額					
			100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	
	A1グループ	14歳6か月超～26歳	400円	800円	1,200円	1,600円	2,000円						
	A2グループ	26歳1日～36歳	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円						
	Bグループ	36歳1日～51歳	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円						
	Cグループ	51歳1日～61歳	1,250円	2,500円	3,750円	5,000円	6,250円						
	Dグループ	61歳1日～80歳6か月	2,250円	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円						
	Gグループ	80歳6か月超～85歳6か月	4,500円	—	—	—	—						

保障内容 共済金または給付金は、加入期間中の次の場合に支払われます。

共済金・給付金の種類	給付金額				
	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
死亡(高度障害)共済金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
災害死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
障害給付金	10～100万円	20～200万円	30～300万円	40～400万円	50～500万円
入院給付金(日額)	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

+ 加入後2年を経過した方には、全理連独自の特別給付金があります。

特別給付金の種類	加入条件	給付金額				
		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
結婚祝金	加入者が結婚したとき	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円
誕生祝金	加入者に子供が誕生したとき	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円
弔慰金(子供死亡) (加入後2年未満可)	加入者の満14歳6か月未満の子供が死亡したとき	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円
入院見舞金 (加入後2年未満可)	加入者が継続5日以上入院したとき ^{注3}	1.5万円	1.5万円	2万円	2.5万円	3万円
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき ^{注4}	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき(平成25年4月1日以降)	5,000円	1万円	1.5万円	2万円	2.5万円
古希祝金	加入者が満70歳になったとき(平成25年4月1日以降)	5,000円	1万円	1.5万円	2万円	2.5万円
長寿祝金	加入者が満85歳6か月で自然脱退したとき	20万円	—	—	—	—

(注1) 高度障害・障害等級は、本制度の基準によるもので、障害者手帳の等級とは異なります。詳細な内容(高度障害状態、障害状態、感染症等)については、保険会社のパンフレットと契約概要をご参照ください。

(注2) 入院給付金は、事故日から起算して180日以内に入院を開始していること。

※小型制度・大型制度の保障内容は、生命保険会社の労働団体保険普通保険約款および労働団体保険災害保障特約、子ども特約の保障内容は、生命保険会社の労働団体保険子ども特約および労働団体保険子ども災害保障特約に基づいて運用しています。

(注3) 検査入院および、通常の妊娠・出産による入院は支払対象外です。1年度に1回請求できます。

(注4) B～Gグループの方が請求できます。1万円未満の場合は実費支払いとなります。小型・大型両制度に加入している場合は、小型制度からのみ支払いとなります。1年度に1回請求できます。

※特別給付金の1年度は、4月から翌年3月までとなります。

※特別給付金は、事由発生日から3年間請求がない場合は、請求権利は消滅します。

※この制度(保険会社委託分)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金が委託保険会社から全理連に支払われます。なお、この配当金は、団体生命共済制度

大型制度

- 加入資格**
- 組合員および従業員
 - 満14歳6か月超～満65歳6か月までの方
※中学生・高校生(昼間部)を除く。
※満70歳6か月まで継続加入(更新)できます。
 - 現在、健康で正常に就業し、理容業による所得のある方

- 加入日** 毎月1日に加入できます。保障の開始は加入日から責任を負います。
- 共済期間** 共済期間は1年(毎年7月1日～翌年6月30日)です。(中途加入された場合も、共済期間は6月30日までとなります。)
※毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。
- 加入共済金** 1,000万円です。

掛金 掛捨て

区分	年齢(満)	共済金額
Aグループ	14歳6か月超～36歳	2,800円
Bグループ	36歳1日～51歳	6,500円
Cグループ	51歳1日～61歳	13,000円
Dグループ	61歳1日～70歳6か月	23,000円

※満70歳6か月(自然脱退)を超えた月の翌月1日より、特例として小型制度に移行できます。ただし、小型制度既加入分を含めた500万円を限度とします。

保障内容 共済金または給付金は、加入期間中の次の場合に支払われます。

共済金・給付金の種類		給付金額
		1,000万円
死亡(高度障害)共済金	加入者が死亡したとき、または高度障害状態 ^{注1} になったとき	1,000万円
災害死亡共済金	加入者が不慮の事故により死亡したとき、または感染症 ^{注1} により死亡したとき	1,500万円
障害給付金	加入者が不慮の事故により障害状態 ^{注1} となったとき	50～500万円
入院給付金(日額)	加入者が不慮の事故により5日以上入院したとき[1日目から最高120日給付] ^{注2}	7,500円

+ 加入後2年を経過した方には、全理連独自の特別給付金があります。

特別給付金の種類		給付金額	
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき ^{注4}	1万円	
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき(平成25年4月1日以降)	5万円	
古希祝金	加入者が満70歳6か月で自然脱退したとき	継続加入5年以上10年未満	50万円
		継続加入10年以上	100万円
入院・就業不能見舞金	5日以上の継続入院または5日以上就業不能となった場合 *入院・就業不能見舞金については、損害保険会社の所得補償保険約款に基づいて運用しています。入院見舞金は、就業不能見舞金が支払対象の場合のみお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●入院1日につき1,500円(120日限度) ●就業不能1日につき1,500円(1年間限度)を5日目から支払います。 	

子ども特約

- 加入資格**
- 小型・大型制度に加入している方(親契約)が扶養している2歳6か月を超え22歳6か月までの子供で現在健康であること。
※扶養とは「健康保険法」に定める被扶養者の範囲によります。
 - 加入資格のある子供が複数いる場合は、全員が加入しなければなりません。
 - 親契約のない子ども特約だけの加入はできません。
 - ※親契約を脱退した場合、加入している子供も全員が同時に脱退となります。

- 加入日** 毎月1日です。保障の開始は加入日から責任を負います。
- 共済期間** 共済期間は親契約と同様で、毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。
- 加入共済金** 親契約の共済金範囲内で100万円から400万円までとし、子供全員が同額となります。

掛金と保障内容

共済金額	掛金(掛捨て)月額	100万円	200万円	300万円	400万円
死亡(高度障害)共済金	加入者が死亡したとき、または高度障害状態 ^{注1} になったとき	100万円	200万円	300万円	400万円
災害死亡共済金	加入者が不慮の事故により死亡したとき、または感染症 ^{注1} により死亡したとき	150万円	300万円	450万円	600万円
障害給付金	加入者が不慮の事故により障害状態 ^{注1} となったとき	5～50万円	10～100万円	15～150万円	20～200万円
入院給付金(日額)	加入者が不慮の事故により5日以上入院したとき[1日目から最高120日給付] ^{注2}	750円	1,500円	2,250円	3,000円

※子ども特約に特別給付金はありません。

GI-団-2021-029(2021.4.1)

運営上の経費等に充当されています。 ※7月1日(更新日)にグループが移行した場合は、掛金額も変更となります。 ※掛金には本制度の運営事務費が含まれています。